

領土に関する決議

昭和 28 年 7 月 7 日
衆議院本会議可決

平和条約の発効以来、齒舞及び色丹島等の復帰を図ることは、わが国民あげての宿望であり、また、沖縄、奄美大島、小笠原諸島等が内地の施政から切り離されている不便を除去することも国民久しく切望し来ったのである。本院においても、院議をもってしばしばこれを要望したが、いまなお、その実現を見るに至らないことは、国民のひとしく遺憾に堪えないところである。

よって政府は、速やかにこれら諸島が完全にわが国に帰属するよう最善の措置を講ずべきである。

右決議する。